

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月10日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
【会社名】	ENECHANGE株式会社
【英訳名】	ENECHANGE Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 城口 洋平
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)6837 6322(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 杉本 拓也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)6837 6322(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 杉本 拓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第3四半期 連結累計期間	第9期 第3四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年9月30日	自 2023年1月1日 至 2023年9月30日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	2,820,108	3,923,019	3,734,068
経常損失() (千円)	528,740	1,336,033	1,156,664
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (千円)	623,191	1,382,861	1,315,060
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	710,332	1,416,863	1,298,272
純資産額 (千円)	4,086,576	2,152,727	3,502,462
総資産額 (千円)	6,084,519	6,199,984	6,758,823
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	20.90	45.59	44.01
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.0	34.6	51.7

回次	第8期 第3四半期 連結会計期間	第9期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日
1株当たり四半期純損失() (円)	11.75	7.41

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、最新の状況は以下のとおりです。なお、記載のない項目については有価証券報告書から重要な変更等はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

（1）EV充電事業

（事業の概況）

EV充電は、自宅やオフィスにおける「基礎充電」、移動途中における「経路充電」、滞在先駐車場における「目的地充電」の3パターンに類型されます。「基礎充電」と「目的地充電」は、ガソリン車との対比で一般的にEVのメリットとして挙げられる駐車中に充電を行うものであり、充電設備としては多くは3kW（キロワット）または6kW出力の普通充電器でサービス提供されます。一方「経路充電」は、移動中の電欠を防止するために行うものであり、充電設備としては高出力で短時間に充電を行う急速充電器が利用されます。

当社グループのEV充電事業は、「目的地充電」及び「基礎充電」を対象とし、主に6kW出力の普通充電器の設置工事からユーザー向け課金アプリの提供、アフターサポートまでをオールインワンで提供するEV充電サービス「EV充電エネチェンジ」を、日本全国で展開しております。



（サービスの特徴）

<EV充電エネチェンジ>

「EV充電エネチェンジ」は、「基礎充電」及び「目的地充電」に注目し、マンションなどの自宅や、レジャー施設や商業施設などの目的地を中心にEV充電器を設置することで、EVユーザーにとっての充電機会の拡大を図ることを目的としています。2027年までにEV充電器を国内で3万台設置することを目標に掲げ、全国にサービスを拡大しています。

ハードウェアの面では、日本で主に使用されている3kW出力の普通充電器と比較して、約2倍の速度での充電を実現する6kWの出力普通充電器を採用し、更に経済産業省で実施しているEV充電インフラ向け補助事業（「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」）に対応した機器を採用することにより、施設オーナーにとって初期費用負担が軽減されたサービス提供を行っております。

ソフトウェアの面では、当社の充電器に限らず全国の充電器情報を網羅して集めたEV充電情報アプリを提供し、またアプリを通じて「EV充電エネチェンジ」利用時の決済まで可能とすることで、充電器を探す、充電する、支払うというプロセスに対するサービスをワンストップで提供しています。

加えて、国内のEV充電インフラネットワークを構築している株式会社e-Mobility Powerと事業提携することにより、自動車メーカー等が発行している充電カードをかざすだけでEV充電エネチェンジでの決済が可能となっています。これにより、当社独自のアプリを通さなくても、多くのEVドライバーが当社のサービスを利用することが可能です。

(収益モデル)

充電器を設置する施設のオーナーが持つニーズに応じた複数の料金プランを展開することで、フロー型としてのハードウェア売上と、ストック型としてのソフトウェアの月額利用料または充電料金の従量報酬を収受しています。

報酬には下記の2つの種類があります。

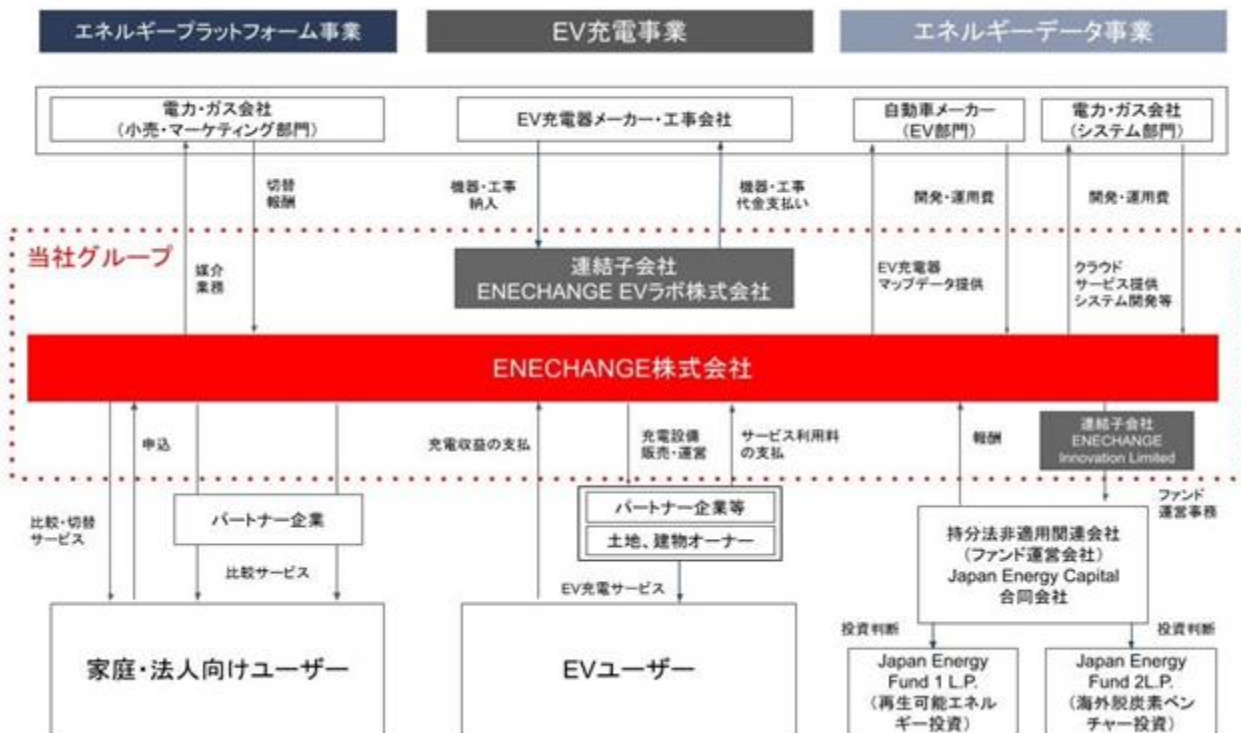
(1)ハードウェア売上：充電器の販売や付随して発生する設置工事等に関して発生する売上であり、充電器の納入や設置に応じて発生する一時報酬となります。

(2)ソフトウェアの月額利用料または充電料金の従量報酬：料金プランに応じて、施設オーナーからのソフトウェアの月額利用料や、EVオーナーからの充電料金を受領します。設置した充電器の利用に応じて発生するストック型の収益となります。

なお、ハードウェア売上については、販売先において国や都道府県の補助金を活用するプランと活用しないプランがあり、現時点においては受注の大半が国や都道府県の補助金を活用するプランとなっています。補助金を活用するプランの場合、基本的には当社グループが施設オーナーからEV充電器設置の受注を行った後、例年3月31日に開始される補助金申請受付の時期に合わせて、必要書類を揃えたうえで補助金交付団体に対しての補助金申請をサポートし、その後必要な審査プロセスを経て補助金交付が決定される流れとなります。すなわち、当社グループが受注してからEV充電器を設置してハードウェアの売上を計上するまでの期間は補助金申請プロセスの進捗に依拠するため、最低3か月程度を要することとなります。

本章にて述べた事業の系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、最新の状況は次のとおりです。記載のない項目については有価証券報告書から重要な変更等はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) EV充電事業における新規性について

当社グループの「EV充電事業」は、2022年第1四半期から独立したセグメントとしての開示を開始しております。事業開始からの期間が短いEV充電事業に関して、補助金受領を含む新しい取引や事象が他セグメントと比較して多く発生する可能性が高いことが想定されます。また、徐々に他のEV充電事業者が増加している状況を鑑み、取引先や顧客の獲得競争の激化、場合によっては顧客、取引先、及びその他第三者との間で予期せぬトラブルが生じ、訴訟等に発展する可能性も想定されます。様々な前提条件を事前に検証したうえで事業を行っておりますが、当初の想定と異なる事象が発生した場合等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資金使途及び投資効果について

2021年12月に実施した公募増資による調達資金の使途につきましては、エネルギープラットフォーム事業における、プロモーション及びセールス・マーケティング体制強化の投資に係る資金、当社グループの顧客基盤強化を企図した買収に係る資金、自社サービス拡充に資する資金、エネルギーデータ事業における、「脱炭素テックファンド」への出資や運営に係る資金、EV充電事業及びエネルギーデータ事業の将来成長に資する資金、及びエネルギープラットフォーム事業及びエネルギーデータ事業におけるエンジニア、セールス、サポート人員の採用費並びに人件費等に充当予定としておりましたが、2022年5月13日にについては充当時期を未定と変更いたしました。この背景であったエネルギー業界における卸電力価格の高騰等をきっかけにしたユーザー獲得活動の停滞が概ね正常化に向かっていると判断し、については2023年8月10日に調達資金の使用を再開したことを公表しております。また、これら投資については厳密な費用対効果分析を経た上で実施する方針ですが、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

将来において、調達時点では予定していなかった更なる事業ポートフォリオの拡大により、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。なお、調達資金を上記以外の目的で使用する場合には、速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

(3) 競合他社の状況について

当社グループの「エネルギープラットフォーム事業」において、家庭向け・法人向けユーザーに電力・ガス切替プラットフォームを展開する事業者は複数存在しており、また電力・ガス会社が自ら直接・間接的に顧客に対して営業行為を行っているため、一定程度の競争環境は存在するものと認識しております。前者の競合に対しては、提携電力・ガス事業者数の拡大、サービス価値の向上及びSEO対策や積極的なマーケティング施策をベースにしたオンラインでの集客力強化、パートナーシップの拡大によるオフラインでの集客力強化を図ってまいりました。後者の競合に対しては、複数の電力・ガス会社から最適な事業者を選択できるというサービスモデルを差別化要因として競争力の向上に努めてまいりました。その結果として、本書提出日現在の競争環境は限定的なものと認識しております。

「エネルギーデータ事業」においては、一部顧客管理システムや需給管理システムを対象にした商材展開を行っている事業者が存在しております。しかしながら、「エネチェンジクラウドMarketing」においては「エネルギープラットフォーム事業」で蓄積された独自データベースを活用しオンライン上での顧客獲得を推進させるという、ユニークなポジショニングでのサービス展開を実施しているため、本書提出日現在では競争環境は比較的軽微なものと認識しております。今後新たな競合が参入した場合も、電力・ガス比較サイト「エネチェンジ」で培ったマーケティングの知見や蓄積されたデータベース、データ解析技術等を差別化要因として、競合に対する優位性は保てるものと認識しております。また「エネチェンジクラウドDR」においては、今後スマートメーターの普及とともに国内外の競合他社が増加し、競争環境が激化してくる可能性があります。国内外の顧客企業へのサービス提供を通じて蓄積された独自データベースを活用したプロダクトの開発やデータ活用に関する知見、導入実績の積み上げにより競争力の向上に努めてまいります。

「EV充電事業」においては、普通充電や急速充電インフラの確立に向け、各地へEV充電機器の設置を進める事業者が複数存在しており、取引先や顧客の獲得及び補助金の申請において、徐々に競争が激化しているものと認識しております。当社におきましては、2023年度第3四半期時点で、ハードウェア面においては、EV充電器の累計受注台数が7,329台となり、またソフトウェア面においては、EVドライバーにとって利便性の高いプロダクトとして、EV充電情報を掲載したアプリに加え、出力の高い普通充電器、更には株式会社e-Mobility Powerと連携した決済システムを提供する等、ユニークなポジショニングでのサービス展開を実施しているため、競合に対する優位性は保っているものと認識しております。今後EVが普及する局面において、これらの強みを強化しながら設置台数と稼働率の向上を実現し、更なる競争力の向上に努めてまいります。

しかしながら、今後他に優れた技術やビジネスモデルを持ち合わせた競合の参入により、当社グループの事業領域における競争激化の結果として当社グループユーザーの解約や電力・ガス会社との契約単価の下落が生じる他、設置台数や稼働率が伸び悩んだりした場合、若しくは当社グループサービスの導入が進まなかった場合は、当社グループの事業及び経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) EV及びEV充電インフラに関する政策動向について

長期的な観点でのエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、日本政府によるグリーン転換（GX）推進の方針のもと、EV及びEV充電インフラの普及に向けて政府による補助事業等が展開されております。当社グループの「EV充電事業」は、EV及びEV充電インフラに対する政府の補助事業を前提として経営戦略立案及び営業活動を行っており、国や都道府県の補助金は単年度予算に基づいて設定されるものであるため、予算額が上限に達した場合等においては、当社グループが受注したEV充電器の設置が翌年度にずれ込む可能性があり、その場合には棚卸資産が一時的に増加する可能性があります。その他、国や都道府県の大きな方針変更があった場合、EV充電事業におけるEV充電器の受注台数や設置可能台数が減少し、経営成績に影響する可能性があります。

(5) ストックオプションの行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に対するインセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は2,457,036株であり、発行済株式総数30,900,800株と潜在株式数2,457,036株の合計の7.4%に相当しておりますが、その多くは経営陣及び主要従業員の長期にわたるコミットメントを目的としたものであり、権利行使期間に一定の制限が設けられています。具体的には、当社代表取締役CEOの城口洋平に対して付与された新株予約権は、2018年から段階的に権利行使可能となる条件のため、当社グループの長期にわたる価値向上に対するコミットメントを担保するものです。また、植野泰幸に対して付与された新株予約権は、いわゆる時価発行新株予約権信託^①であり、2018年から5年間にわたり、当社取締役（代表取締役CEOの城口洋平を除く）、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に段階的に付与し権利行使可能となる条件です。時価発行新株予約権信託^①の活用により、長期にわたるコミットメントの強化、並びに人材採用力の強化、現金での給与・賞与等の報酬水準を抑制する効果が見込まれるため、当社グループの業績においても重要な影響を持ちます。これらの新株予約権を除くと、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は80,736株であり、発行済株式総数30,900,800株と潜在株式数80,736株の合計の0.3%に相当します。本書提出日現在においては、更なる新株予約権の新規発行は予定しておりませんが、競争環境等の変化により今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、国税庁は、2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税（Q&A）」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役員等が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。当第3四半期においては、源泉所得税の要納付額相当分としての金額314,212千円を四半期連結貸借対照表の「流動負債」の「未払金」に計上するとともに、これに対応する債権を流動資産の「未収入金」に計上しております。

今回の国税庁の見解を受け、社内及び外部専門家等とも協議の上、今後の対応を検討中であり、状況によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、個人消費や企業収益に持ち直しの動きがみられました。景気の先行きについては、円安による物価の上昇や、金融資本市場の変動等により、依然として不透明な状況となっております。

当社グループが属するエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、ロシア・ウクライナ情勢の悪化以降、資源価格高騰の影響を受けた電力会社の財務状況の悪化が見られましたが、電気料金の値上げや卸電力市場価格の落ち着きに伴い、一部電力会社においてユーザー獲得に前向きな動きが見られる状況です。

長期的な観点でのエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、引き続きグリーントランスフォーメーション(GX)が進展しました。日本政府による2022年12月22日の第5回GX実行会議において「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が掲示され、150兆円のGX投資を官民で実現していくため、日本政府としても20兆円規模の先行投資支援を実行する旨の意見表明がなされる中、こうしたGXの動きの中心となる電力業界においては、2016年4月の電力の小売全面自由化以降、当社のベース市場である電力販売額は約18兆円(注1)と拡大しております。また、乗用車の新車販売における電気自動車(EV)をはじめとした電動車比率を2035年までに100%とする目標が掲げられる(注2)など、EVの普及とそれに併せたEV充電インフラの需要が高まることが見込まれております。

このような環境のもと、当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」においては、「エネチェンジ」(家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム)及び「エネチェンジBiz」(法人向け電力・ガス切替プラットフォーム)の2サービスについて、電力会社との連携を強化しつつ、スマートメーター由来の電力データが一定のルール下で開放される中、当該データを活用したサービスとして「エネチェンジ・マイエネルギー」の提供を開始しました。本サービスを通じ、多様化・複雑化する電気料金プランに対し最適な電力プランを提案することで、継続的な新規顧客獲得及び既存顧客のサポートを強化する方針です。

「エネルギーデータ事業」においては、主に電力ガス事業者向けにクラウド型で提供する、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing」及び家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」等のサービスにつき、継続的な新規機能開発と営業強化に努めてまいりました。また、「EV充電エネチェンジ」アプリのノウハウを活用した、EV充電アプリの開発運用や全国のEV充電スポット情報のAPI提供などのEVサービス向けソリューション「エネチェンジクラウドEV」を展開し、ENEOS株式会社が提供する「ENEOS Charge Plus EV充電アプリ」の開発を受託するなど、サービス展開を強化しております。

「EV充電事業」においては、引き続きEV充電分野における当社のシェア向上に向けた積極的な営業活動や投資に加え、EVユーザーの更なる利便性の向上に資する取り組みを継続しました。また2023年の夏以降、1か月間で500口以上の充電器を設置するなどEV充電器の設置も順調に進捗しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の当社グループの経営成績は、売上高3,923,019千円(前年同期比39.1%増)、営業損失1,248,173千円(前年同期は営業損失531,855千円)、経常損失1,336,033千円(前年同期は経常損失528,740千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失1,382,861千円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失623,191千円)となっております。

なお、営業外収益で補助金受贈益114,278千円、営業外費用で固定資産圧縮損114,067千円、持分法による投資損失37,678千円を計上しております。補助金受贈益及び固定資産圧縮損は、EV充電サービス事業における充電インフラ整備に係るものであります。持分法による投資損失は、持分法適用関連会社であるJapan Energy Capital 1 L.P.及びJapan Energy Capital 2 L.P.への投資に係るものであります。また、特別損失で減損損失21,948千円を計上しております。これは「エネルギーデータ事業」の一部無形資産の収益性の低下によるものです。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

エネルギープラットフォーム事業

「エネルギープラットフォーム事業」においては、家庭向け・法人向け共に切替件数が堅調に推移した結果、ユーザー数は前年同四半期比23.1%増の539,772件となりました。四半期のARPU(注3)は、切替時に提携企業から受領する一時報酬単価の上昇影響により、前年同四半期比55.8%増の1,591円となりました。以上の結果、セグメント売上高は2,443,485千円(前年同期比17.1%増)、セグメント利益は278,703千円(前年同期比8.6%増)となりました。

エネルギーデータ事業

「エネルギーデータ事業」においては、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウド Marketing」、家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」等の既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入及びプロダクト開発を進めた結果、顧客数は前年同四半期比21.2%増の63社となりました。また、四半期のARPUは、ストック型収益の減少により、前年同四半期比10.6%減の3,746千円となりました。以上の結果、セグメント売上高は716,861千円（前年同期比1.9%減）、セグメント利益は127,116千円（前年同期比6.6%増）となりました。

EV充電事業

「EV充電事業」においては、事業推進のためにエンジニア・セールス人員を中心とした採用の増加による組織体制の拡大や、タクシー・エレベーター広告等の積極的なマーケティングの実施等先行投資を進めた結果、受注件数は事業開始以来の累計で7,329台となりました。また、2023年夏以降、1か月間で500口以上の充電器を設置しました。以上の結果、セグメント売上高は762,672千円（前年同期は2,891千円）、セグメント損失は1,107,505千円（前年同期はセグメント損失406,510千円）となりました。

- (注) 1. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」の電力販売額より算出。
2. 経済産業省「第6次エネルギー基本計画」（2021年10月22日）、電動車は電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）、ハイブリッド車（HV）を含む。
3. Average Revenue Per Userの略称であり、1ユーザー当たりの平均収益を意味する。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は3,885,949千円となり、前連結会計年度末に比べ641,126千円減少いたしました。これは主に売掛金及び契約資産が615,298千円、商品及び製品が343,192千円、未収入金が200,952千円増加し、現金及び預金が1,646,891千円、前渡金が159,836千円減少したことによるものです。

また、当第3四半期連結会計期間末における固定資産は2,314,034千円となり、前連結会計年度末に比べ82,287千円増加いたしました。これは主にソフトウェアが133,282千円増加し、のれんが62,719千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は、6,199,984千円となり、前連結会計年度末に比べ558,838千円減少いたしました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は3,022,250千円となり、前連結会計年度末に比べ939,044千円増加いたしました。これは主に短期借入金が564,775千円、未払金が396,290千円、買掛金が162,185千円、前受金が59,069千円増加し、販売促進引当金が340,307千円減少したことによるものです。

また、当第3四半期連結会計期間末における固定負債は1,025,006千円となり、前連結会計年度末に比べ148,148千円減少いたしました。これは主に長期借入金が133,497千円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は、4,047,257千円となり、前連結会計年度末に比べ790,896千円増加いたしました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は2,152,727千円となり、前連結会計年度末に比べ1,349,735千円減少いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純損失1,382,861千円の計上によるものです。

この結果、自己資本比率は34.6%（前連結会計年度末は51.7%）となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,000,000
計	84,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年11月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,875,492	30,900,800	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	30,875,492	30,900,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日 (注)	564,480	30,875,492	24,343	44,450	24,343	3,096,106

(注)新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,258,400	302,584	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 52,512	-	-
発行済株式総数	30,311,012	-	-
総株主の議決権	-	302,584	-

【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ENECHANGE株式会社	東京都中央区京橋三丁目1番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,067,058	1,420,166
売掛金及び契約資産	441,503	1,056,802
商品及び製品	122,908	466,101
前渡金	424,773	264,937
未収入金	233,419	434,372
未収消費税等	103,955	72,545
その他	137,842	177,159
貸倒引当金	4,386	6,135
流動資産合計	4,527,076	3,885,949
固定資産		
有形固定資産	104,752	101,203
無形固定資産		
ソフトウェア	72,701	205,983
ソフトウェア仮勘定	31,709	3,120
のれん	702,039	639,320
その他	2,077	1,919
無形固定資産合計	808,528	850,344
投資その他の資産		
投資有価証券	1,126,590	1,135,780
差入保証金	191,876	226,706
その他	8,817	-
貸倒引当金	8,817	-
投資その他の資産合計	1,318,466	1,362,487
固定資産合計	2,231,747	2,314,034
資産合計	6,758,823	6,199,984
負債の部		
流動負債		
買掛金	41,043	203,228
短期借入金	1,267,900	1,239,675
1年内返済予定の長期借入金	142,996	182,996
未払金	532,625	928,915
未払法人税等	36,291	21,113
前受金	70,431	129,501
販売促進引当金	449,057	108,749
その他	135,859	208,068
流動負債合計	2,083,205	3,022,250
固定負債		
長期借入金	1,136,845	1,003,348
繰延税金負債	13,812	10,373
その他	22,497	11,285
固定負債合計	1,173,154	1,025,006
負債合計	3,256,360	4,047,257

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,061,665	44,450
資本剰余金	2,930,526	6,016,642
利益剰余金	2,438,533	3,821,370
自己株式	163	163
株主資本合計	3,553,495	2,239,559
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	208,127	270,267
為替換算調整勘定	149,733	177,871
その他の包括利益累計額合計	58,394	92,396
新株予約権	7,361	5,564
純資産合計	3,502,462	2,152,727
負債純資産合計	6,758,823	6,199,984

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
売上高	2,820,108	3,923,019
売上原価	520,484	1,090,923
売上総利益	2,299,623	2,832,095
販売費及び一般管理費	2,831,479	4,080,268
営業損失()	531,855	1,248,173
営業外収益		
受取利息	36	21
持分法による投資利益	14,430	-
特典失効益	5,579	3,575
補助金受贈益	-	114,278
その他	1,852	5,377
営業外収益合計	21,898	123,252
営業外費用		
支払利息	15,090	28,589
支払手数料	1	1,147
持分法による投資損失	-	37,678
固定資産圧縮損	-	114,067
その他	3,691	29,630
営業外費用合計	18,783	211,112
経常損失()	528,740	1,336,033
特別利益		
固定資産売却益	493	-
特別利益合計	493	-
特別損失		
減損損失	63,403	21,948
和解金	11,469	-
その他	1,346	-
特別損失合計	76,219	21,948
税金等調整前四半期純損失()	604,466	1,357,981
法人税、住民税及び事業税	11,095	24,274
法人税等調整額	7,628	605
法人税等合計	18,724	24,880
四半期純損失()	623,191	1,382,861
親会社株主に帰属する四半期純損失()	623,191	1,382,861

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
四半期純損失()	623,191	1,382,861
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	24,550
為替換算調整勘定	640	8,946
持分法適用会社に対する持分相当額	86,500	504
その他の包括利益合計	87,141	34,001
四半期包括利益	710,332	1,416,863
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	710,332	1,416,863

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

国税庁は、2023年5月30日に「ストックオプションに対する課税(Q&A)」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。

当第3四半期においては、源泉所得税の要納付額相当分としての金額314,212千円を四半期連結貸借対照表の「流動負債」の「未払金」に計上するとともに、これに対応する債権を流動資産の「未収入金」に計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行(前連結会計年度は2行)と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越契約の総額	300,000千円	500,000千円
借入実行残高	9,900	389,675
差引額	290,100	110,324

2 コミットメント型シンジケートローン契約

当社は、設備投資そのほかの所要資金調達のため、2022年12月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする取引銀行等7社と総額1,500,000千円のコミットメント型シンジケートローン契約を締結しておりましたが、2023年8月18日をもって当該契約を終了しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

なお、本契約につきましては、以下の財務制限条項が付されております。

2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2023年12月期末日及び2024年12月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を連続して損失としないこと。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
コミットメント型シンジケートローンの借入限度額	1,500,000千円	-千円
借入実行残高	315,000	-
差引額	1,185,000	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
減価償却費	41,658千円	46,565千円
のれん償却額	42,936千円	82,077千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
3. 株主資本の金額の著しい変動
当社は、2023年3月30日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、2023年5月12日付で減資の効力が発生したため、資本金の額を3,051,665千円減少し、その他資本剰余金に振り替えています。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が44,450千円、資本剰余金が6,016,642千円となっています。
なお、株主資本の合計金額に著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	エネルギープラットフォーム事業	エネルギーデータ事業	EV充電事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	1,469,621	120,733	2,166	1,592,521	-	1,592,521
一定期間にわたり移転される財又はサービス	616,919	609,941	725	1,227,586	-	1,227,586
顧客との契約から生じる収益	2,086,540	730,675	2,891	2,820,108	-	2,820,108
外部顧客への売上高	2,086,540	730,675	2,891	2,820,108	-	2,820,108
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,086,540	730,675	2,891	2,820,108	-	2,820,108
セグメント利益又はセグメント損失()	256,547	119,208	406,510	30,754	501,100	531,855

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 501,100千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「エネルギーデータ事業」セグメントにおいて、無形固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において63,403千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

当第3四半期連結会計期間において、新電力コム株式会社を子会社化したことに伴い、「エネルギープラットフォーム事業」セグメントにおいてのれんが発生しております。当該事象によるのれん増加額は、101,901千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	エネルギープラットフォーム事業	エネルギーデータ事業	EV充電事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	1,486,749	92,742	753,013	2,332,505	-	2,332,505
一定期間にわたり移転される財又はサービス	956,735	624,118	9,659	1,590,513	-	1,590,513
顧客との契約から生じる収益	2,443,485	716,861	762,672	3,923,019	-	3,923,019
外部顧客への売上高	2,443,485	716,861	762,672	3,923,019	-	3,923,019
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,443,485	716,861	762,672	3,923,019	-	3,923,019
セグメント利益又はセグメント損失()	278,703	127,116	1,107,505	701,684	546,488	1,248,173

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 546,488千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「エネルギーデータ事業」セグメントにおいて、無形固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において21,948千円であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失()	20円90銭	45円59銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	623,191	1,382,861
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純損失()(千円)	623,191	1,382,861
普通株式の期中平均株式数(株)	29,819,058	30,335,439
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月10日

ENECHANGE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山正樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺出俊也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているENECHANGE株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ENECHANGE株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。